

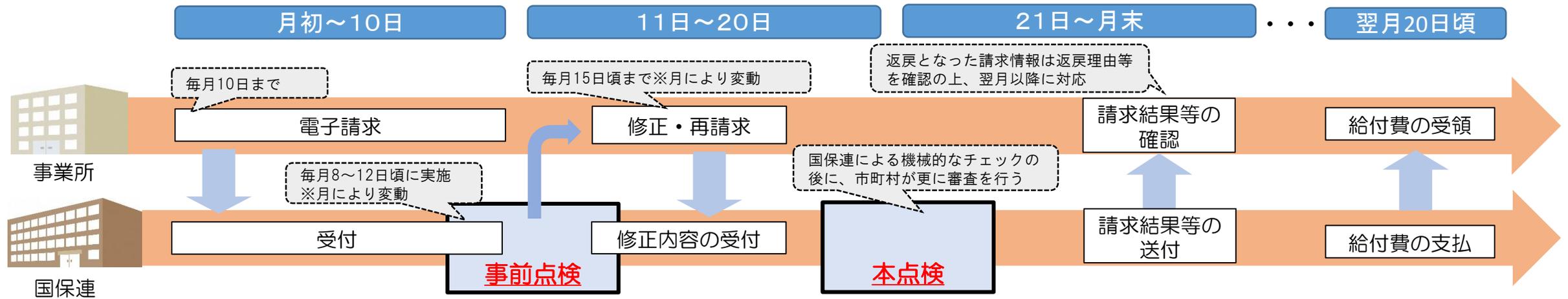
障害児通所給付費等の 請求に係る留意事項について

平成29年11月20日

札幌市 障がい福祉課 給付管理係

SAPPORO

1 国保連請求の流れ



事前点検・返戻時の対応

事前点検でエラー・警告が生じた場合や請求が返戻となった場合は、国保連から通知（[点検結果処理票や返戻等一覧表](#)）が提供されます（[電子請求受付システムから確認](#)）ので、必要に応じて請求情報の修正や再請求を行ってください。

※ 請求の修正や事前点検の期間は月ごとに変動します。日程は電子請求受付システムでご確認ください。

※ 点検によるエラーや返戻が生じた場合の原因や対応方法等は、北海道国保連のホームページに掲載されている[「障害者総合支援請求情報エラーメッセージ一覧」](#)をご確認ください。

<北海道国保連ホームページ>

<http://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/category/6.html>

検索

必ず国保連からの通知等を事前に確認してください。エラーコードがEGから始まるもので、不明な点がある場合は、各区役所又は札幌市障がい福祉課にお問い合わせください。

※ 請求方法の修正方法はシステムマニュアル等を参照し、不明点は各ソフトのメーカー（国保連が提供する「簡易入力V2」の場合は、電子請求ヘルプデスク）にお問い合わせください。

2 点検処理結果票の確認方法

確認手順

- ① 対象者の基本情報を確認
⇒ サービス提供年月、市町村番号、受給者証番号に誤りがないかを確認してください。
- ② エラーコード・内容を確認し、エラー又は警告となった原因の概要を確認
⇒ エラー内容が「※」から始まるもの以外は、必ず対応が必要です。
- ③ 項目名称、項目値を確認し、エラー又は警告となった直接の原因を確認
⇒ 項目名称、項目値は、誤りがある箇所の具体的な内容が記載されています。
※ 下図の1つ目の例では、サービスコード：616000に誤りがある など
⇒ 内容、項目値から、修正が必要な箇所を特定し、請求内容を修正してください。

①受給者証番号
などを確認

②エラーコード等から
原因の概要を確認

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号	項目名称	項目値	エラーコード	※ は警告	内容
平成29年10月	011015	1111111111	サービスコード	616000	P J **	※	*****
平成29年10月	011023	2222222222	契約終了年月日	20171031	E G **		*****
平成29年10月	011031	3333333333	受給者証番号	3333333333	S P **		*****

③項目名称等から
直接の原因を確認



修正が必要な箇所を特定し、請求内容を修正

エラー内容が「※」で始まるものは「警告」です

3 点検処理結果票の具体例①

PJ61: 処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません

- エラーコードがPJから始まるものは、主に事業所の体制加算に係るエラーです。
 - 請求内容と届出した内容に相違がある場合に発生します。
 - 請求内容と届出した内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は請求内容を修正してください。
 - 一致している場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。
- ※ 月途中で加算の内容を変更した場合、必ず警告が出ますので、請求内容が正しい場合は、対応不要です。

①受給者証番号
などを確認

②エラーコード等から
原因の概要を確認

処遇改善加算
に誤りがある

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号	項目名称	項目値	エラーコード	内容
平成29年10月	011015	1111111111	サービスコード	616616	PJ61	※受付：処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません

③項目名称等から
直接の原因を確認

サービスコードが616616
⇒ 処遇改善加算Ⅱ

届出した内容と一致
しているかを確認

不一致

届出した内容に合わせて、
請求内容を修正

一致

障がい福祉課に連絡

4 点検処理結果票の具体例②

EG13: 該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です

- エラーコードがEGから始まるものは、各利用者の支給決定に係るエラーです。
- 請求内容と支給決定の内容に相違がある場合に発生します。
- 請求内容と支給決定の内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は修正してください。
- 一致している場合は、転居の有無を確認してください。
⇒ 利用者が転居した場合、原則、利用者が区役所で手続きを行った翌月から、転居先の区が援護を行うため、新しい受給者証を発行していますので、最新の受給者証を確認してください。

①受給者証番号
などを確認

②エラーコード等から
原因の概要を確認

支給決定有効期間外
の請求をしている

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号	項目名称	項目値	エラーコード	内容
平成29年10月	011015	1111111111	サービスコード	611111	EG13	資格：該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です

③項目名称等から
直接の原因を確認

サービスコードが611111
⇒ 児発1（児童発達支援）
が支給決定有効期間外

受給者証の有効
期間を確認

期間外

受給者証の有効期間に
合わせて請求内容を修正

期間内

転居有

最新の受給者証を確認し、
請求内容を修正

転居無

各区役所又は
障がい福祉課に連絡

5 点検処理結果票の具体例③

EG61: 該当サービスが支給決定有効期間外の契約です

- エラーコードがEGから始まるものは、各利用者の支給決定に係るエラーです。
- 請求内容と支給決定の内容に相違がある場合に発生します。
- 請求内容と支給決定の内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は修正してください。
- 一致している場合は、支給量変更の有無を確認してください。
 - ⇒ 支給量変更がある場合は、契約終了年月日を、支給量変更があった前月末日に設定してください。
 - ⇒ 支給量変更がない場合は、新たな受給者証の発行有無などを各区役所又は障がい福祉課にご連絡ください。

①受給者証番号
などを確認

②エラーコード等から
原因の概要を確認

支給決定有効期間外
の契約がある

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号	項目名称	項目値	エラーコード	内容
平成29年10月	011015	1111111111	契約終了年月日	20271231	EG61	※資格：該当サービスが支給決定有効期間外の契約です

③項目名称等から
直接の原因を確認

契約終了年月日が20271231
⇒ 2027年12月31日が
支給決定の有効期間外

受給者証の有効
期間を確認

期間外

契約終了年月日が有効
期間内となるように修正

変更有

契約終了年月日を、支給量
変更があった前月末に設定

期間内

変更無

各区役所又は
障がい福祉課に連絡

6 返戻等一覧表の確認方法

確認手順

- ① 対象者の基本情報を確認
 - ⇒ 証記載市町村番号、受給者番号、サービス提供年月に誤りがないかを確認してください。
- ② 種別を確認し、返戻となっている対象を確認
 - ⇒ 最下部の種別の説明欄と照らし合わせて、返戻となっている対象を確認してください。
 - ⇒ 請求明細書が返戻となっている場合は、原則、入金されませんので、再請求が必要です。
- ③ エラーコード・内容を確認し、返戻となった原因を特定
 - ⇒ エラーコード：PP19は、請求明細書が返戻となった場合に付随して出るものであり、原因特定はできませんので、請求明細書のエラーコードと内容から原因特定をしてください。

証記載市町村番号	受給者証番号	種別	サービス提供年月	サービス種類	単位数	エラーコード	内容
011015	1111111111	サ	平成29年10月	03		PP19	PP19は考慮不要 *****
011015	1111111111	明	平成29年10月	61	1,111	EG**	*****
011015	1111111111	利	平成29年10月			SP**	*****

①受給者証番号などを確認

②種別から返戻対象を確認

③内容から、返戻の原因を特定

請求内容を修正して、再請求

※種別 : サ…サービス提供実績記録票、請…請求書、明…請求明細書、利…利用者負担上限額管理結果票

7 返戻等一覧票の具体例①

SN09: 請求明細書のサービス提供量が契約支給量を超えています

- 利用日数（=通所した日数）が、契約支給量の日数を上回っている場合に発生します。
- 請求システムに入力している契約支給量と、利用日数の大小関係を確認してください。
- 各区役所に契約内容報告書を提出するだけでは、当該エラーは解消されませんのでご注意ください。

SP04: サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過

- 請求が行われている利用日数の合計及び契約支給量の合計が、決定支給量を上回っている場合に発生します。
※ 具体例は下記を参照
- 利用している事業所の合計値により判定されるため、内容に誤りがないかを**関係事業所**と確認してください。
- このエラーの場合、利用者について請求を行っているすべての事業所が返戻になります。

例) 決定支給量が14日/月の場合

利用日数、契約支給量の
合計が15日 > 14日

事業所名	受給者証番号	利用日数	契約支給量	種別	エラーコード	内容
A	1111111111	5	5	明	SP04	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過
B	1111111111	5	5	明	SP04	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過
C	1111111111	5	5	明	SP04	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過

8 返戻等一覧票の具体例②

EN24:利用者負担額②の計算値が不正です(多子軽減後の額)

- **多子軽減の対象である**利用者の利用者負担額②の値が正しくない場合に発生します。
※ 利用者負担額② = 1割負担額 (多子軽減対象の場合は5%又は0%)
- 受給者証を確認し、多子軽減対象となっているかどうかを確認してください。
- 手入力などにより値が変わっている場合も発生しますので、請求明細書も確認してください。

EN21:利用者負担額②の計算値が不正です

- **多子軽減の対象ではない**利用者の利用者負担額②の値が正しくない場合に発生します。
※ 確認方法は、EN21と同じ

サービス種類コード	6	1	児童発達支援			
サービス利用日数	*	*	日			
給付単位数	*	*	*	*	*	*
単位数単価	*	*	*	*	円/単位	
総費用額		1	0	0	0	0
1割相当額		1	0	0	0	0
利用者負担額②			5	0	0	
上限月額調整(①②の内少額) (数)			5	0	0	
調整後利用者負担額	*	*	*	*	*	*
請求額						
特別対策費	*	*	*	*	*	*
自治体助成分請求額	*	*	*	*	*	*

請求額集計欄

利用者負担額②は、第2子多子軽減の値

多子軽減対象 → 問題なし

多子軽減対象外 → EN21

サービス種類コード	6	1	児童発達支援			
サービス利用日数	*	*	日			
給付単位数	*	*	*	*	*	*
単位数単価	*	*	*	*	円/単位	
総費用額		1	0	0	0	0
1割相当額		1	0	0	0	0
利用者負担額②			3	0	0	
上限月額調整(①②の内少額) (数)			3	0	0	
調整後利用者負担額	*	*	*	*	*	*
請求額						
特別対策費	*	*	*	*	*	*
自治体助成分請求額	*	*	*	*	*	*

請求額集計欄

利用者負担額②は、手入力による不正な値

多子軽減対象 → EN24

多子軽減対象外 → EN21

9 返戻等一覧票の具体例③

ED01:基本情報が重複しています

- 既に支払が行われている利用者について、再度請求を行った場合に発生します。
- サービス提供年月を誤って請求していないかなどを確認してください。
- 既に支払が行われているものの内容を修正したい場合は、別途過誤の手続きが必要です。

EC01:基本情報が重複しています

- 同一月に、同一の利用者の請求を2回送信した場合に発生します。
⇒ 主に、請求取下が正しく行われていないことが原因です。
- この場合、1回目に送信した内容が審査され、2回目に送信した請求は返戻として処理されます。
- 同一の利用者において、請求明細書に係るエラーコードがEC01のみの場合、1回目の請求内容で入金されます。

証記載 市町村番号	受給者証 番号	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	単位数	エラー コード	内容
011015	1111111111	サ	平成29年10月	03		EC01	基本情報が重複しています
011015	1111111111	明	平成29年10月	61	1,111	EC01	基本情報が重複しています
011015	1111111111	明	平成29年10月	61	1,111	EG13	該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です

請求明細書に係るエラーがEC01
以外にもある場合は、再請求が必要

10 上限額管理事務

請求時の注意点

以下のような請求が散見されますので、ご注意ください。

- 利用者負担上限額管理結果票を送信していない。
⇒ 上限額管理事務を行った場合、必ず利用者負担上限額管理結果票の送信が必要です。
 - 利用者負担上限額管理加算を算定していない。
⇒ 上限額管理事務を行った場合は、算定可能です（150単位）
 - 利用者負担上限額管理結果票に記載されていない事業所がある。
⇒ 事前に新たな事業所利用の有無をご確認ください。
 - 管理結果が1（※）の場合に、関係事業所の総費用額等を0以外で入力している。
⇒ 誤りではありませんが、入力誤りの原因となりますので、0で入力するようお願いします。
- ※ 上限額管理事業所の利用者負担額が、負担上限月額以上の場合

× 関係事業所の総費用額等を0以外で入力

修正

○ 関係事業所の総費用額等を0で入力

事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
A	46,000	4,600	4,600
B	20,000	2,000	0
C	10,000	1,000	0

事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
A	46,000	4,600	4,600
B	0	0	0
C	0	0	0

11 過誤申立(通常過誤)

過誤申立(通常過誤)とは

既に支払いが確定した請求に誤りがあった場合は、**請求先の各区役所**ごとに過誤申立（請求取消）の依頼を行い、**過誤の確定後**に国保連へ再請求を行います。

主な流れ

- ① 請求内容に誤りがあった場合は、**誤りが判明した月の末日まで**に「障害者自立支援給付費等過誤申立依頼書」を提出します。
- ② 依頼書の受付をした翌月上旬に、札幌市から国保連へ当該過誤情報を提出します。国保連で審査を行い、エラーがなければ過誤が確定します。
- ③ 過誤の確定後、依頼書提出の翌々月第1週に国保連から**過誤決定通知書**が送付されます。必ず決定通知書を確認の上、国保連へ正しい金額で再請求してください。

12 通常過誤の流れ(詳細)

Y事業所の利用者A～E氏のうち、A氏の12月請求(11月実績等)の誤りが1月に判明した場合の例
⇒ A～E氏の12月請求を50万(1人10万×5)で行ったが、A氏の請求額が正しくは15万円だったことが判明した場合



留意事項

- ◎過誤の確定後は、依頼書提出の翌月に行っている通常の請求分の金額から過誤対象額が相殺されることとなります。
- ◎過誤申立は、サービス種類ごとではなく、請求明細書ごとに行います。このため、同一事業所番号で複数のサービスを提供している場合、誤りが無いサービスも含み過誤処理が行われます。

13 過誤申立(同月過誤)

過誤申立(同月過誤)とは

既に支払いが確定した請求に誤りがあった場合で、かつ、事業所に対する指導・監査の結果、大量件数の過誤申立が必要となる等、通常過誤では事業所の経営上著しく支障をきたす場合は、札幌市障がい福祉課に過誤申立(請求取消)の依頼を行い、過誤処理と国保連への再請求を同月に行います。

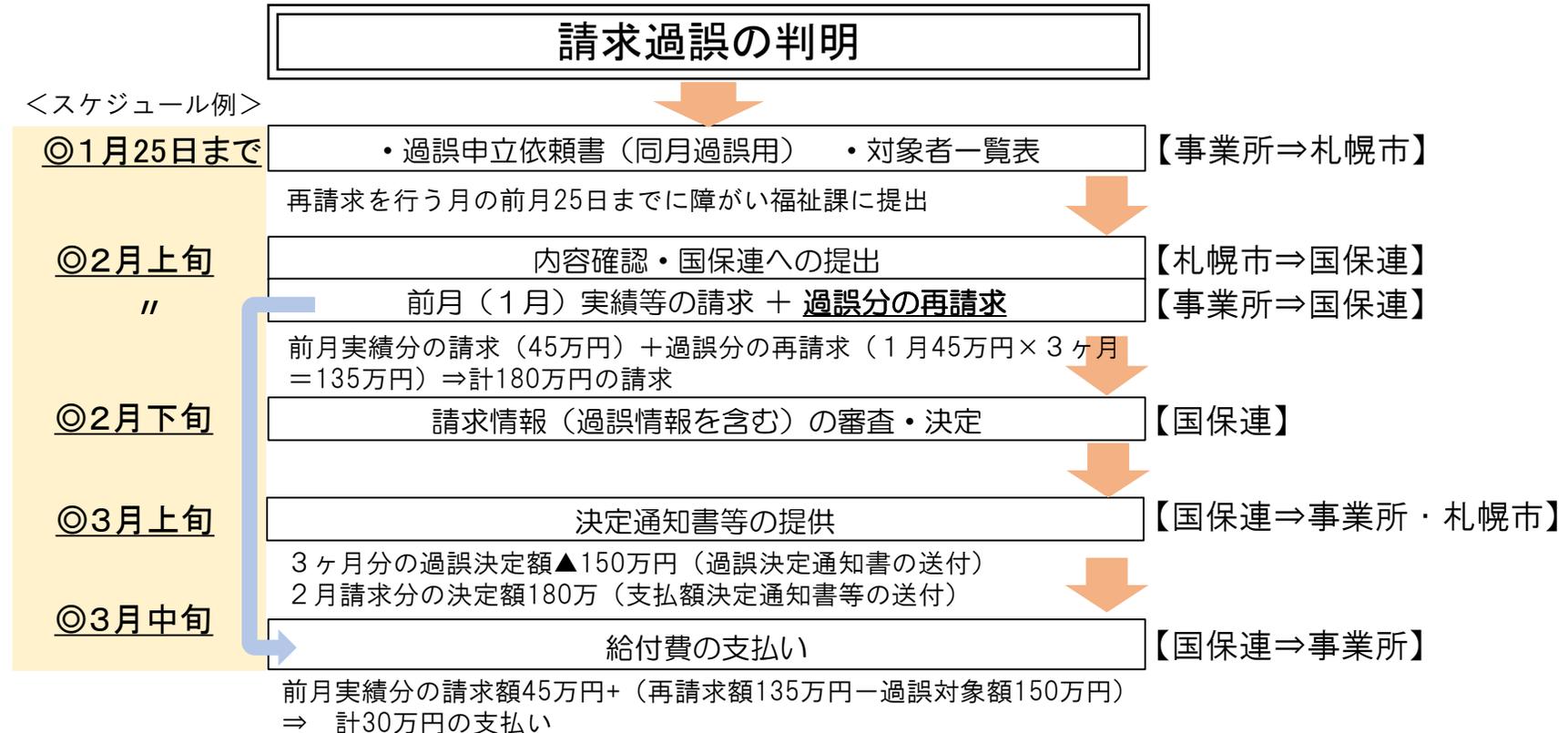
※ 同月過誤は、札幌市障がい福祉課が必要性を個別に判断の上、実施いたします。同月過誤による対応を希望する場合は、障がい福祉課へ事前にご相談ください。

主な流れ

- ① 同月過誤による申立を行う場合は、過誤対象額や再請求額(正しい金額)を事前に把握した上、障がい福祉課にご相談ください。
- ② 再請求を行う月の前月25日までに「障害者自立支援給付費等過誤申立依頼書(同月過誤用)」、「同月過誤対象者一覧表」を提出します。
- ③ 同月過誤の処理を行う同月に必ず過誤対象分の再請求を行うようお願いいたします。
※ 再請求がない場合は、同月過誤の処理を取り下げする場合があります。

14 同月過誤の流れ(詳細)

Y事業所の利用者全員（A～E氏）の過去3ヶ月の請求誤りが判明し、2月に同月過誤の処理を実施する場合の例
⇒ 毎月の請求を50万円（1人あたり10万円）で行っていたが、請求額が正しくは45万円（1人あたり9万円）だったことが判明した場合【過誤対象額：150万、再請求額（本来請求すべき額）：135万】



留意事項

- ◎過誤処理と再請求を同月に行うため、再請求が返戻となった場合、過誤申立による減額のみが発生します。再請求時には、エラー等が発生しないよう留意する必要があります。
- ◎過誤処理の結果、過誤対象額が当月請求額を上回り、マイナスになった場合には、当該月の過誤処理を取り下げする場合があります。その際は、別途札幌市障がい福祉課からご連絡します。

15 報酬告示

国では障害福祉サービス等の報酬算定の基準として、報酬告示や報酬告示に基づく関係告示を定めています。また、報酬告示の詳細を示した留意事項通知やQ & Aが発出されております。報酬算定にあたっては、これらの基準省令等を確認の上、適切な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

報酬告示

障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

留意事項通知

障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

国Q & A

厚生労働省ホームページより報酬算定等に関する過去のQ & Aが確認できます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/qa.html

検索

